

捕獲実施計画書（案）

年度	振興局名	地域名
R5	オホーツク	網走・北見

網走美岬地区

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
網走市字美岬国有林網走南部森林管理署 101、102、103、105、109 林班	網走南部森林管理署	ハ014、ハ023、ハ112、ハ121

【捕獲事業の目標】

当該地区は、網走国定公園特別地域に含まれ、隣接する能取湖の水面は道指定能取湖鳥獣保護区に指定されている。

道が実施しているエゾシカライトセンサス調査では道道 76 号などを調査コースとし、毎年観測を行っているが、近年目撃観察数が増加傾向にある。

当地区はエゾシカが通年生息しており、多くの国有林と隣接する農地からなっている。近年、農地への被害が増加しているとともに、美岬地区の周囲を走る道道 76 号にエゾシカが出没することにより、交通事故のリスクも上昇している。

網走市によって銃猟及びわな猟（くくりわな、囲いわな、箱わな）が行われている。わなの付近に設置された自動撮影カメラでは、わなに近寄るシカが多数撮影されているが、捕獲には至らず、いわゆる「スレジカ」が発生しているとみられ、捕獲数が低迷している。

そこで、警戒心の強いスレジカに対しても効果的な捕獲手法を確立し、エゾシカ被害の削減を目指す。

【地域の概況】

条 件	状 況	
生 息 状 況	当該地区の大部分は国有林で、エゾシカは通年生息している。近年のエゾシカライトセンサス調査では目撃数が増加傾向にある。	
地 形	能取半島全体が美岬丘陵であり、海岸段丘からなる台地である。北・東側はオホーツク海に面し、西側は汽水湖である能取湖に面している。	
餌 資 源 量	トドマツやカラマツの植林地を中心に、針広混交林が広がっている。北東の能取岬付近には、市営牧場の牧草地が存在する。	
周辺環境	希少動植物	ワシ類など希少猛禽類が生息している。
	人間活動	沿岸では、4月から8月にかけてけがにかご漁業、4月から7月及びたこ漁業が行われている。地区の左側に隣接する能取湖では、ホタテガイ、カキなどの海面漁業が行われているほか、春から初夏にかけては潮干狩りが行われる。地区の北端に位置する能取岬は、冬期には流氷観光のポイントとして観光客が多く訪れる。
そ の 他	当該地域では、網走市による捕獲が行われており、その際の捕獲作業実施結果を参考にすることができる。	

※ 猟法・捕獲手法、実施体制及び有効活用に関する以下の記述は例であり、最適な手法を企画提案者が選定して提案してください。

【猟法・捕獲手法】

■ 留意点

- ・ 地区内では場所により地形・植生・人の動きなどが異なることから、銃猟とわな猟を組み合わせた捕獲を検討すること。
- ・ 捕獲時期によっては、積雪状態で実施する可能性があることから、人員の投入や捕獲個体の搬出については、除雪を行った上で車両を使用するか、又は植生や希少猛禽類に十分配慮した上でスノーモービルの使用を検討すること。

猟法 (捕獲手法)	実施期間	場所	目標頭数	考え方
銃猟	12月～2月	103 林班	50 頭	道道からの距離が近い地点では、わな猟を検討する。 ヒグマの錯誤捕獲を避けるため、実施期間は積雪期とする。
わな猟	12月～2月	101 又は 103 林班		

【実施体制】

- ・ 捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・ 事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
銃 猟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査により把握したシカの動向に応じて、捕獲目標頭数を確実に達成できるよう、忍び猟の実施を検討する。 ・ 連続した出猟によりシカを警戒させないよう、捕獲実施日の間隔確保及び捕獲体制に入る際の移動時間の削減などを試みる。 ・ 必要に応じ、射撃想定地への誘導・追い込みのためのロープやネットを配置するなど、捕獲効率向上に努める。 ・ 射撃場所及び射撃方向に十分注意して実行する。 ・ 当該地域では、希少猛禽類の営巣地があり、影響が懸念される時期及び場所は避けるように十分配慮した捕獲作業計画を作成し、実行する。 ・ 捕獲実施場所付近には希少猛禽類の営巣場所があることから、銃猟の実施は2月下旬までとし、かつ、2月中旬以降は営巣場所から離れた区域での少人数による猟法のみとする。
わな 猟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲目標頭数を確実に達成できるよう、くくりわなと小型囲いわなを併用するか、くくりわなあるいは小型囲いわなの一方のみを使用するか検討し、実施する。 ・ わなの設置前に行う対象地域の調査により適切な候補地を選定する。必要に応じて自動撮影カメラを設置し、エゾシカの動向を把握する。 ・ 一度エゾシカが捕獲されたわなは、他の個体に警戒されている可能性が高いため、わなを移設するなどして捕獲効率の維持を目指す。 ・ 誘因餌を使用する場合は、ビートバルブ、穀類（ただし、ヒグマ誘因の危険性からコーン類を除く）等、地域特性に応じたものによる。なお、給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど散逸しないようにする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの錯誤捕獲及びわなに掛かったエゾシカによるヒグマの誘引を防ぐため、対象地域におけるヒグマの活動状況を考慮してわな猟を実施する。 ・見回りは、捕獲個体の損傷防止やヒグマの誘引防止のため、1日1回以上、各2名以上（うちハンター1名以上）の体制で行う。併せてわなの定期的な点検も行う。 ・エゾシカ以外の鳥獣が錯誤捕獲された場合は放獣する。 ・わなには、事業者名もしくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への道の入り口等、入込者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知する。 ・わなの設置に当たり、樹木に損傷を及ぼさないよう十分留意する。
--	--

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
鳥獣の捕獲	鳥獣保護管理法	従事者証の交付申請	北海道（振興局）	
網走国定公園特別地域	自然公園法	工作物の新築、改築、増築について許可申請が必要になる場合あり	北海道（振興局）	
入林届	国有林野の取扱い	国有林内への入林に先立ち届出が必要	網走南部森林管理署	

【有効活用】

捕獲個体は可能な限り有効活用する。

生体運搬が可能なもの、品質を確保できるものは、食肉加工やペットフード等有効活用する。

被弾状況や搬出所要時間などにより有効活用に適さない状態となった捕獲個体は、一般廃棄物として適切に処理する。

〈受入可能な処理施設（例）〉

区分	対象	主な搬出先	住所
食肉活用	生体運搬が可能で、食肉利用に係る品質が確保できるもの。	(株)知床エゾシカファーム	斜里町字真鯉
		ナベシマ工業(株)	北見市上ところ
ペットフード	銃猟、わな猟による捕獲個体	(株)知床エゾシカファーム	斜里町字真鯉
		ナベシマ工業(株)	北見市上ところ
		(株)プレシカ	北見市美園
一般廃棄物処理	捕獲個体のうち有効活用に適さない状態のもの	オホーツク地域化製場	湧別町開盛

北見市常呂町岐阜地区

【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
北見市常呂町国有林網走中部森林管理署 2299 林班	網走中部森林管理署	ハ101、ハ103

【捕獲事業の目標】

当該地区周辺ではビート、ばれいしょ、小麦などが生産されており、エゾシカによるこれら作物への食害が甚大である。

隣接するワッカ地区に所在する道指定栄浦鳥獣保護区においても、エゾシカが多数生息していることが確認されており、ワッカ地区が地区周辺の個体の越冬地として機能していると考えられていた。しかし、過去に行われた指定管理鳥獣捕獲等事業における自動撮影カメラによる観察結果より、ワッカ地区における個体の出入りはほとんど無い可能性が示唆された。つまり、常呂地域で農業被害をもたらしている個体はワッカ地区外の個体である可能性がある。

以上より、当該地区におけるエゾシカ被害軽減を目標に捕獲等事業を実施する。

なお、当該地区は国指定史跡である常呂遺跡が所在するため、地区への立入の際はこの旨を念頭に置くこと。

【地域の概況】

条 件		状 況
生 息 状 況		当該地はワッカ地区から連なる国有林である。ワッカ地区はエゾシカの越冬地として知られており、一部の個体は当該地からワッカ地区へ季節移動している可能性もあるが、当該地においても冬期にエゾシカの生息が確認されている。
地 形		ワッカ地区の砂州から連続する砂丘堆積物からなる。北側はオホーツク海に面している。
餌 資 源 量		カシワ群落や、落葉広葉樹の植林地が広がる。周辺でビートなどの農作物が生産されており、作物を餌としている。
周辺環境	希少動植物	サロマ湖周辺はワシ類の越冬地になっており、希少猛禽類の営巣場所もある。
	人間活動	国指定史跡常呂遺跡が所在する。 地区の南側は農業地域であり、ビート、ばれいしょ及び小麦などの畑が広がる。また、麦乾工場が所在する。 北側のオホーツク海沿岸では、たこ漁業及びけがにかご漁業が行われている。
そ の 他		隣接する栄浦鳥獣保護区では、平成 27 年度にエゾシカ捕獲等モデル事業、平成 29 年度から令和 3 年度にエゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業が行われており、その際の事前調査結果及び捕獲作業実施結果を参考にすることができる。 また、東京農業大学では、岐阜及び栄浦地区において数年間にわたりエゾシカの生息状況調査を行っている。

※ 猟法・捕獲手法、実施体制及び有効活用に関する以下の記述は例であり、最適な手法を企画提案者が選定して提案してください。

【猟法・捕獲手法】

■留意点

- ・捕獲時期によっては、積雪状態で実施する可能性があることから、人員の投入や捕獲個体の搬出については、除雪を行った上で車両を使用するか、又は植生や希少猛禽類に十分配慮した上でスノーモービルの使用を検討すること。

猟法（捕獲手法）	実施期間	場所	目標頭数	考え方
銃猟	12月～2月	地区内の安土が確保できる区域	35頭	地区内には安土が確保できない区域が存在するため、そのような区域ではわな猟を行い、安土が確保できる区域では銃猟を実施する。 ヒグマの錯誤捕獲を避けるため、実施期間は積雪期とする。
わな猟	12月～2月	地区内の安土が確保できない区域		

【実施体制】

- ・捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
銃 猟	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査により把握したシカの動向に応じて、捕獲目標頭数を確実に達成できるよう、巻き狩り、忍び又はモバイルカリング等複数の手法を検討し、適切な手法を選択する。モバイルカリングの実施にあたっては、（地独）北海道立総合研究機構作成の『モバイルカリングの手引き』を参考にすること。 ・連続した出猟によりシカを警戒させないよう、捕獲実施日の間隔確保及び捕獲体制に入る際の移動時間の削減などを試みる。 ・必要に応じ、射撃想定地への誘導・追い込みのためのロープやネットを配置するなど、捕獲効率向上に努める。 ・誘因餌を使用する場合は、ビートパルプ、穀類（ただし、ヒグマ誘因の危険性からコーン類を除く）等、地域特性に応じたものかつ、周辺植生に影響を及ぼさないものを用いる。なお、給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど散逸しないようにする ・射撃場所及び射撃方向に十分注意して実行する。 ・当該地域では、希少猛禽類の営巣地があり、影響が懸念される時期及び場所は避けるように十分配慮した捕獲作業計画を作成し、実行する。 ・捕獲実施場所付近には希少猛禽類の営巣場所があることから、銃猟の実施は2月下旬までとし、かつ、2月中旬以降は営巣場所から離れた区域での少人数による猟法のみとする。
わな猟	<ul style="list-style-type: none"> ・銃猟を実施できない地点において、くくりわなでの捕獲を実施する。 ・わなの設置前に行う対象地域の調査により適切な候補地を選定する。必要に応じて自動撮影カメラを設置し、エゾシカの動向を把握する。 ・一度エゾシカが捕獲されたわなは、他の個体に警戒されている可能性が高いため、わなを移設するなどして捕獲効率の維持を目指す。 ・誘因餌を使用する場合は、ビートパルプ、穀類（ただし、ヒグマ誘因の危険性からコーン類を除く）等、地域特性に応じたものかつ、周辺植生に影響を及ぼさないものを用いる。なお、給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど散逸しないようにする

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマの錯誤捕獲及びわなに掛かったエゾシカによるヒグマの誘引を防ぐため、対象地域におけるヒグマの活動状況を考慮してわな猟を実施する。 ・見回りは、捕獲個体の損傷防止やヒグマの誘引防止のため、1日1回以上、各2名以上（うちハンター1名以上）の体制で行う。併せてわなの定期的な点検も行う。 ・エゾシカ以外の鳥獣が錯誤捕獲された場合は放獣する。 ・わなには、事業者名もしくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への道の入り口等、入込者や地域住民にわかりやすい場所に注意喚起標識を設置し周知する。 ・わなの設置に当たり、樹木に損傷を及ぼさないよう十分留意する。 ・わなの設置に当たっては、重要文化財の現状変更と見なされる場合があるため、土地の掘削を行う際は事前に実施場所及び掘削深度を振興局に報告する。
--	--

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
鳥獣捕獲	鳥獣保護管理法	従事者証交付申請	北海道（振興局）	
網走国定公園特別地域	自然公園法	工作物の新築、改築、増築について許可が必要になる場合あり	北海道（振興局）	
網走国定公園特別地域車馬乗り入れ規制区域	自然公園法	道路等以外に車馬を乗り入れる場合に許可が必要	北海道（振興局）	
入林届	国有林野の取扱い	国有林内への入林に先立ち届出が必要	網走中部森林管理署	
ワッカ地区車両乗り入れ規制	北見市の取扱い	ワッカ原生花園内の車道への車両乗り入れは事前許可が必要	北見市（指定管理者とこる町づくり合同会社）	
道路使用許可	道路交通法	道路の使用について許可が必要になる場合あり	警察機関	
重要文化財の現状変更	文化財保護法	重要文化財周辺での現状変更等について許可が必要な場合あり	北見市（教育委員会）	

【有効活用】

捕獲個体は可能な限り有効活用する。

生体運搬が可能なもの、品質を確保できるものは、食肉加工やペットフード等有効活用する。

被弾状況や搬出所要時間などにより有効活用に適さない状態となった捕獲個体は、一般廃棄物として適切に処理する。

〈受入可能な処理施設（例）〉

区分	対象	主な搬出先	住所
食肉活用	生体運搬が可能で、食肉利用に係る品質が確保できるもの。	(株)知床エゾシカファーム	斜里町字真鯉
		ナベシマ工業(株)	北見市上ところ

ペットフード	銃猟、わな猟による捕獲個体	(株)知床エゾシカファーム	斜里町字真鯉
		ナベシマ工業 (株)	北見市上ところ
		(株)プレシカ	北見市美園
一般廃棄物処理	捕獲個体のうち有効活用に適さない状態のもの	オホーツク地域化製場	湧別町開盛